

〈令和2年度第3次補正予算〉 医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援

医療機関・薬局等において、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供することができるよう、緊急的臨時的な対応として、感染拡大防止等の支援を行うものです。

【対象医療機関】 院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う保険医療機関等

※第2次補正予算「医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援」の補助を受けた医療機関も補助対象。

【補助基準額】 無床診療所（歯科） 25万円

病院・有床診療所（歯科） 25万円+5万円×許可病床数

【対象経費】 令和2年12月15日から令和3年3月31日までにかかる感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用。院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。

※対象経費は基本的に第2次補正予算と同様です。特に第3次補正予算では家賃等の経費も当初より認められています。申告漏れが無いようご留意お願いします。

【申請方法】 国が直接交付を行う事業のため、申請先は国になります。申請書は厚生労働省HPからダウンロードをお願いします。※本補助金の申請は1回限り。申請は郵送のみ。

【提出先】 〒119-0397 銀座郵便局留 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金担当宛

【提出期限】 令和3年2月28日（当日消印有効）

【問い合わせ先】 厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター
0120-336-933（受付時間は平日9:30～18:00）



厚生労働省 HP

※申請書やQ&A等は厚生労働省HP→政策について→分野別の政策一覧→健康・医療→医療→重要なお知らせ→「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」に掲載しています。

※新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係については、日歯広報2月15日号に掲載予定。

※交付要綱は、日歯HP→歯科医師のみなさま→新型コロナウイルス感染症について→補助制度 給付金→第三次補正予算における「医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援」について〈2/5〉をご参照ください。

各種通知等は、日歯 HP 内の「新型コロナウイルス感染症について」（歯科医師のみなさまへ）およびメンバーズルーム (<https://www.jda.or.jp/member/>) に掲載しています。



歯科医師向け



メンバーズルーム

発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会
常務理事 小山茂幸

本ニュースレターに関する問い合わせは、
03-3262-9322（広報課）にご連絡ください